

意見書

平成12年9月19日

郵政省 電気通信局 電気通信事業部 事業政策課

「IT 革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方」担当 御中

郵便番号 100-8019

住所 とうきょうとちよだくちさいわいちょういっちょうめ
東京都千代田区内幸町一丁目1番6号

氏名 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

代表取締役社長 すずき まさのぶ
鈴木 正誠

平成12年8月22日付けで意見募集があった「IT 革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

IT革命を推進するための競争政策のあり方に関する意見について

基本的な考え方

ITを核とした世界的な社会経済の変革、いわゆるIT革命が急速に進展する中で、我が国としてもIT革命を機に社会経済の変革と日本経済の新生を実現することが期待されています。

我が国の情報通信産業は、こうしたIT革命を推進するために重要な役割を担う産業であり、IT革命時代の基幹産業として、我が国の産業全体を牽引していく立場にあります。

当社としては、このような情報通信産業に対する競争政策、あるいは、より広く情報通信全般に関わる政策については、今後、以下のような考え方に基づいて取り組まれる必要があると考えます。

1. 国際競争力の確保

我が国の産業がグローバルな競争市場において競争力を確保するためには、現在、米国を始めとする世界の市場において数多くの企業が情報通信を活用して新たなビジネスを起こし成功をおさめているように、我が国の企業も情報通信を活用した新たなビジネスモデルを創出し、事業の「成功モデル」を構築し、それをグローバルに普及拡大することが重要であると考えます。

そのためには、

①我が国の情報通信産業が世界市場において通用するデファクトスタンダード技術を獲得するとともに、グローバルレベルの高度なNW基盤を形成し、その上で革新的サービスを提供していく必要があります。

②また、それと並行して、我が国の政府は、制度整備、競争政策を担うレギュレータとしての役割、情報産業を支援・育成するサポータとしての役割、利用を自ら推進するユーザとしての役割が期待されます。

2. 経営のグローバルレベル化

我が国の情報通信産業のグローバルプレイヤーとしての国際競争力を強化するためには、グローバルスタンダードに基づく強固な財務基盤の確立と国際的なビジネスプラクティスに通曉し実践できる人材の確保養成が不可欠であり、それを支援するため規制等の撤廃を国内において実施するとともに、海外においても同じ土俵で事業展開が可能となるよう国際レベルでの協調が期待されます。

特に、①資金調達面では企業がトラッキング・ストック等の資金調達手段の多様化を図るよう商法関連の見直しを図るとともに、当社が海外M&A等のグローバル事業を迅速に行え

るようNTT法の株式関係規制(外資規制、新株発行認可)を可能な限り緩和していただきたいと考えます。

②グローバル競争市場において、当社が他のグローバルキャリアと対等に自由な企業活動を展開し、自己責任経営を徹底するために、NTTの政府保有株比率の引き下げとNTT法の規制の撤廃を可能な限り実施していただきたいと考えます。

3. 自由競争の促進とユニバーサルサービスの維持

IT革命の推進に向け、我が国の情報産業が急激なグローバル市場の環境変化に迅速かつ柔軟に対応できるよう、規制は通信の秘密や公正競争上必要な最小限のものとし、徹底した自由競争により事業者が創意工夫を図り、サービス開発、提供においてグローバルなイニシアティブを発揮できるようにするべきと考えます。

また、ユニバーサルサービスは国民生活にとって必要不可欠なサービスとして、対象領域・具体的水準について明確にする必要があると考えますが、当社としてもこれに基づく合理的な負担はしていきたいと考えます。

各論に対する当社の意見

1. 規制緩和

○市場細分化した競争政策からの転換と規制緩和の促進

従来の一様・二種、固定・移動、国際・国内、役務別区分のように市場細分化した枠組みから、技術、ネットワーク、サービスのコンバージェンス、ボーダレス化、グローバル化といった競争市場の動向に対応した革新的なビジネスモデルの創造やフレキシブルかつスピーディな事業活動を可能とするような柔軟な政策への転換を基本としていただきたい。

既存事業者・新規参入事業者それぞれが創意工夫を図り、多様な競争を展開する中で、日本の情報通信産業がサービス開発・提供でグローバルなイニシアティブをとれるように、規制は通信の秘密や公正競争上必要な最小限のものとしていただきたいと考えます。

○国際的な規制の調和

日本固有の規制により、他国に比べて事業活動が抑制されたり、不利を被ることのないように、規制については、米国などの世界の先進国の規制との調和が望まれます。また、海外においても同じ土俵で事業展開が可能となるようアジア諸国等における規制緩和と規制の明確化等の働きかけも必要であると考えます。

○他の公益事業者との公正競争条件の確保

情報通信産業のボーダレス化に鑑み、他産業とりわけ公益事業から情報通信事業者への参入に対し、クロスサブ禁止等の公正競争条件の整備を進めるべきと考えます。

2. 料金・サービス規制

○サービス提供の柔軟化

ユーザ個々のニーズの多様化に対応して個々のユーザにカスタマイズしたサービス提供が必要となってきたこと、及び、ネットワークやサービスのコンバージェンス/インテグレーションの進展に対応して、個々のユーザにカスタマイズした契約や、役務等の区分を超えて各種のサービスを包括的に提供できる契約を迅速かつ柔軟に実現できるようにしていただきたいと考えます。

○事業者間取引の自由化

一種・二種を問わず事業者が低コストで柔軟にネットワーク構築ができるよう、事業者間の取引を自由化することが望ましいと考えます。また、相互接続料金についても、代替可能なネットワークについては規制を撤廃することが望ましいと考えます。

3. 基盤となる法制度

○電子商取引を促す基盤としての法制度の確立

電子商取引等の各種活動の一層の促進のために、電子認証、電子公証に関する法制度の整備を行うべきですが、電子署名・認証に関わる事業に取り組む民間企業に対し、原則として自由な活動が確保される方向での制度整備が求められます。

○IT社会における安全性、信頼性の確保

利用者にとって一定の安全性や信頼性が確保されていることが、電子商取引等が社会に受容され普及するための条件であることから、インターネットにおける著作権等知的所有権の保護方策及びハイテク犯罪の防止やプライバシー保護の観点からの法的整備が必要であると考えます。ただし、基本的人権の侵害や産業界に発生する過度のコスト負担等により、情報通信の発展を阻害することがないように配慮するべきと考えます。

○制度の国際標準化

今後、電子商取引がグローバルな貿易取引の中でさらに大きな比重を占めていくことが予想されることから、法制度の国際整合性を確保する必要があります。

電子商取引への課税は、日本におけるデジタルコンテンツ配信ビジネス等の国際競争力が低下しないよう配慮が必要であると考えます。

4. グローバル化に対応したIT産業の育成

○企業及び個人のIT化を促進する政策の実施

利用文化の醸成のため、政府がIT化投資関連の優遇税制等の支援策を推進するとともに、学校でのインターネット教育の充実やコンピュータリテラシーの向上に取り組むことにより、デジタルデバイドの排除を目指すことが期待されます。

○電子政府の実現

政府及び公的セクターが電子政府実現の一環として率先して各種行政手続きのIT化や

行政資料の電子媒体による公開の推進を図ることが望まれます。各種行政手続きのIT化においては、より迅速で効率的な行政システムとするため、行政プロセスの統廃合や簡素化等、法的手続きそのものの見直しも同時に実施する必要があると考えます。

○資金調達、税制

経営のグローバルレベル化に向け、企業がトラッキング・ストック等の資金調達手段の多様化や税制の整備に取り組むことが期待されます。また、当社が海外M&A等のグローバル事業を迅速に行えるよう、NTT法の株式関係規制(外資規制、新株発行認可)を可能な限り緩和していただきたいと考えます。

○NTTの政府保有株比率の引き下げ

当社がグローバル競争市場において、他のグローバルキャリアと対等に自由な企業活動を展開し、自己責任経営を徹底するために、NTTの政府保有株比率の引き下げとNTT法の規制の撤廃を可能な限り実施していただきたいと考えます。

5.ユニバーサルサービスの在り方

○ユニバーサルサービスの維持

ユニバーサルサービスは国民生活にとって必要不可欠なサービスとして、対象領域・具体的水準について明確にする必要があると考えますが、当社としてもこれに基づく合理的な負担はしていきたいと考えます。

○ユニバーサルサービス以外のサービスの自由度

ユニバーサルサービス以外のサービスについては、競争原理の下で多様化・低廉化が図られるものであり、提供エリアの特定や、地域別料金・区間別料金についても、事業者の判断で行えることを明確にするべきと考えます。